

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和元年11月6日(水)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所中会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

石田晶則委員, 上西芳樹委員, 江田始男委員, 木原直哉委員, 清板芳子委員, 高崎和美委員, 長井秀典委員, 中島豊爾委員, 名越章浩委員, 西本千恵委員, 渡部佳寿子委員

2 オブザーバー

奥田裕事務局長, 山下一夫首席家裁調査官, 矢原洋二首席書記官, 笠岡英樹事務局次長, 大杉充弘次席家裁調査官, 高井一匡主任家裁調査官, 豊田真紀子主任書記官

3 事務担当者

上野宣子総務課長, 早田和正総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 報告

- (1) 委員の任免について
- (2) 前回の家裁委員会について

総務課長から, 前回の家裁委員会において, 「被害者の立場から見た少年事件について」をテーマに意見交換を行った後, 秘匿情報の適切な管理に向けた具体的な事務の在り方等を検討していることや, 関係機関に対し, 各種機会を捉えて, 改めて秘匿情報の取扱いの重要性について説明を行ったことが報告された。

3 意見交換等

「離婚調停と子の福祉」をテーマに, 別紙のと通りの意見交換が行われた。

4 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

令和2年2月28日（金）午後2時30分

(2) 意見交換事項（テーマ）

調停委員に相応しい人材を集める方策について

5 閉会

(別紙)

岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），□オブザーバー

○A（2）

平成31年3月に今のDVDが作られたということですが，前のDVDはもう使っていないんですか。現在は前のDVDを使っていて，今後この新しいDVDに移行していく，そんな流れですか。

◎委員長

前のDVDを今どう活用しているか，これについてはどうですか。

□オブザーバー

前のDVDは，現在のDVD以外に面会交流に特化した説明などもありますので，並行して使う形になります。前のDVDは，今も最高裁判所のホームページから一部見ることができたと思います。

◎委員長

新しいDVDは，原則として，多くの調停事件で一律に見せようという，そういう方針で今運用を始めているということですね。

□オブザーバー

一部試行的に使っているというところもありますし，今は，昔のDVDと新しいDVDを混在して使っているような感じになっています。

○B（1）

新しいDVDを見た人の御意見というのは何かありますか。あればそれをお聞きしたいです。

◎委員長

お見せするたびに御意見を聞いているかと思います。その点はどうか。

□オブザーバー

見ることについての動機付けの低い方もおられたりもするため、千差万別です。DVDだけを見せてそれで終わりという形には今はしてなくて、家庭裁判所調査官がかなり補足して説明しているような部分もありますので、純粹にDVDを見ての感想かどうかは分かりませんが、基本的には子供の心情がよく分かったとか、こういう対応をしなければならぬと考えたといったような感想の方が比較的多いかなと思います。

◎委員長

お見せしたら、原則感想を書いてもらうんですが、それを統計的に調査はしてないということですね。

□オブザーバー

そうですね、今のところそういうことはしていません。

○B（1）

感想を書いてもらうとはどういうことですか。

◎委員長

感想を書いてもらうのは、担当の調停委員や裁判官がその事件を進行する上で、こういうふうに感じておられるんだなということを共有するためのものということかと思えます。C（4）委員は現に御覧になっているかと思えますが、どんな感想が多かったでしょうか。

○C（4）

役に立ったという感想を頂くことが多いです。子供の視点に立って考えなければいけないということに気付いたということを書いていただいている方も比較的いらっしゃるという感想です。

○D（1）

DVDはどのタイミングで見せるんですか。

◎委員長

どのタイミングで見せるかということについて御意見を伺えたらと思っていますが、今現在の運用はどうですか。

□オブザーバー

今現在の運用は、原則として、初回の調停期日の待ち時間に見ていただいています。最初、申立人から30分程度お話を伺い、次は相手方から伺うという流れになりますが、調停委員が相手方から話を聞いている間に申立人にDVDを見ていただいています。その後、交代して、今度は、調停委員が申立人から話を聞く形になりますが、その間に相手方にDVDを見ていただくと、そういうことを原則にしています。

○D（1）

初回ということは、これから調停が始まるというところですね。

◎委員長

調停が始まったその日にお見せしていますが、お話を聞く前にはお見せしていないということです。まず1回お話を聞いて、次に、相手の方からお話を聞きますよと、その間待っていただきますからその間に見てくださいと、このような運用をしているということです。

○D（1）

ということは、相手の方はどのようなことを話しているのかということを考えながらDVDを見ているという感じになるので、気もそぞろかもしれません。それから、子供の心情について、切実に実感できる思考を巡らせることができるようになって初めて見ると、効果も上がると思いますが、初めて調停に来たときにいきなりこれを見ても実感としてなかなか捉えにくいかもしれないのではないかと思いますし、発達段階に分けて説明があったりするのには確かにとても大事なことだとは思いますが、例えば、うちの子は4年生だからこの段階でみたい、そういうことをリアルに実感しながら見てもらうとしても、調停がスタートして間もないときに、待ち時間を利用して教訓的なものとして見ておくみたいなき感じになってしまうのではないかと思います。もし活用するとしたら、もっと効果的なタイミング、例えば、ある話がこのような子供の理解に関わることに触れたときにもう一度見てもらうとか、中身の進行に合わせてながら活用する方がもっと効果的になるのではないかなと思いました。繰り返し見てもいいのかもしれません。

◎委員長

そうすると、まずは離婚するかどうか、離婚するとした場合、親権者はどちらか

といったような話をするわけですが、最初は、一方は離婚したくないということで、そこから始まりますが、離婚することになり、具体的に子供さんはどっちと一緒に住むかというような話合いに入った辺りでもう一度見せるというような感じですか。

○D（1）

そうですね。子供が悲しい思いをするということに心が触れ始めた辺りで見せないといけないと思います。スタートの頃は、離婚を成立させたいとか、子供をとりたいたい、とりたくないというような、本人のエゴイスティックな気持ちに覆われている時期なのかなと思うんですね。

○B（1）

このDVDは理想的に進み過ぎている感じがするんですけどね。別に性格的にもお互いゆがみはなく、普通に夫婦の話が進むことを前提としていますからね。そうではないケースの方が圧倒的に多いと思うんですよ。そういうケースにどう対応するかということは、これを見ても全然分からない。ただ、子供の視点に立って一度考えてみましょうと、そここのところは使えるんじゃないかなというふうに思いますね。子供の前で不和を感じさせないなんて不可能でしょう。

◎委員長

要求水準が高過ぎるということですか。

○B（1）

高過ぎます。

○A（2）

多くのケースでは別居に至って調停になっているケースが多いですが、これはま

だ同じ家庭の中にいるというのが前提なので、少し違う面もあるかなとは思いますが。もちろんDVD自体は見た方がいいとは当然思います。意味はあると思います。

○B（1）

タイミングですよ。

○A（2）

今おっしゃられたように、ちょっと理想的な部分もあり、実際はもう少し一方又は双方が身勝手なケースが多いです。DVの案件とかで、女性が被害を受けているときに、その女性にこれを見せるのは、やはり考慮する必要があるかなと思いますね。

◎委員長

もう既にお聞きしたい中身に入っていますので、そのまま続けていただければと思います。まずは、仮に、御自分が当事者の立場として裁判所に来てこのDVDを最初に見せられたらどのようにお感じになるかといったようなことをお聞きしたいと思います。

○B（1）

分かり切っていますと、そんなことは。一々これを見せるのかということで家庭裁判所不信になります。

○E（2）

同居前提の部分がこんなに長いのは何か趣旨があるんですか。前のDVDも同居の段階は描かれていました。しかし、それは割と短く感じて、その後に、面会交流のときにどうしよう、こうしようという話だったので、私はよく見せてあげてと家

庭裁判所調査官に頼んでいたんですけど、あのときの私たちの言い争いはそういうことだったんだなと思って、面会交流にどう臨むかという意味で、同居のところに抵抗はなかったです。しかし、今日のは、ずっと同居していることになっています。でも、ほとんどの人は別居してから来ていますので、これを見たらどうしようと思うのではないかと思います。最高裁判所はきっと考えがあって作成していると思いますが、何か意図があるのでしょうか。

○B（1）

カットしたところにそれが入っているということではないのですか。

◎委員長

今日お見せしたのは、例えば、子供さんが小学校低学年の方だけという当事者を想定すれば、これだけお見せするというものです。お見せしていないのは、別の年代の子供さんのバージョンです。新DVDのコンセプトということで、オブザーバーの方からお話できることはありますか。

□オブザーバー

今言われているのは面会交流の扱いというところがなかなか難しいところでして、専門家の方はよく御存じかと思いますが、面会交流そのものが子供の福祉、利益になるものだという考え方もあれば、逆に、それがお子さんの福祉を害するという考え方もあり、統一した見解のようなものが出せない状況にあります。そういうこともあり、面会交流を勧めているものということを出していいのかどうか、そこら辺の考え方はあると思います。先ほどDVで悩んでいる方にこれを見せていいのかという御質問がございましたが、これについては今でも除外対象にしています。

□オブザーバー

DVだとか危害の危険性があるような事案については、いわゆるガイダンスを行うものから除外する扱いをしています。DVの案件の場合は基本行わないというのが現状です。

○E（2）

同居前提のところ長い理由は分かりませんか。

オブザーバー

そこは分かりません。その段階から子供さんは心を痛めていることを考えてくださいというメッセージ性があるのかなということが想像できるぐらいです。

○A（2）

反省してくださいみたいなということですか。もう子供において不和を認識してしまった後ですよ。

オブザーバー

実際に新しいDVDや前のDVDを使う場合は、解説として、家庭裁判所調査官が、これは同居を前提として作っているものになっているので、必ずしも皆さんに当てはまるわけではないという説明を基本的にはしていると思います。もちろん同居の方もいらっしゃるの、その方にはぴったり当てはまるということになると思います。

○B（1）

同居している人もこれを見てどう感じるか、罪悪感を募らせるだけでしょう、子供に対する配慮が足りなかったということでの罪悪感。相手に対する罪悪感は全然増えません。その辺のことを分かって使わないと、結構使いにくいんじゃないかな

と思います。あるいは使える人の範囲が狭いと思います。

◎委員長

前のDVDがどのようなものだったかということについて、若干説明を加えていただいてよろしいですか。

□オブザーバー

スタートの時点では、お父さんとお母さんの間に子供さんがいて、スポットライトが当たって、この家庭はこれから離婚の話合いをしようとしているような状態ですというアナウンスから始まるもので、雰囲気は暗い感じですが。内容は、お父さん、お母さんは、これも同居状態ですけれども、言い合っていて、争っているような状態で、ストレスがかかって、学校で友達に対して暴言を吐くという場面があったり、1人ぼろっと考え事をしている雰囲気の場面があって、そういう状態に子供さんがならないように配慮してねというメッセージを投げかけています。ですので、先ほど御説明させていただいたように、見ようによっては離婚したら子供はこんな状態になるんだから考えてくれというような感じのメッセージにとられたり、あるいは見ている方が非常に罪悪感をかき立てられる可能性もあるかとは思いますが。

◎委員長

後半はちょっと違う内容になっていると。

□オブザーバー

後半は、面会交流に特化した話になっていて、面会交流を行うときにお父さんやお母さんはどういう配慮が必要ですかといったようなもので、私は、個人的に、見てもらって説明するときは、最低限その辺りのことは守らないと面会交流が円滑にいかなくなりますとの説明をして見ていただくことが多いんですけども、面会交

流をするときに、例えば、別居している親御さんのところに子供を行かせるときは暗い顔をして行かせないとか、帰ってきたときに根掘り葉掘り聞かないとか、会っている子供さんと勝手に次にいつ会うかという約束をしないとか、そういった注意事項のような説明をされていて、しかも1家庭ではなくて2家庭、別々の家庭を想定したものを交互に見せる、そんな感じです。

○B（1）

新しいDVDが配布されたから古いのは余り使わないでくれという、そういうことじゃないわけですね。

□オブザーバー

そういうことを言っているわけではないです。

○B（1）

だから、本当にここは今ぴったりだなというときに、その部分を使われたらいいんじゃないかと思いますけどね。

□オブザーバー

新しいDVDを作るコンセプトの一つとしては、子供が親の紛争に巻き込まれる前に何とかしよう、手当てしようと、そういう趣旨のもので、既に親の紛争に巻き込まれているという事案には合わないわけですが、趣旨の一つとしては、子供が親の争いの中に巻き込まれないためにという、予防と言うときついのですが、そういう意味もあるということです。

○B（1）

駅前とかで流した方がいいんじゃないですか。

○E（2）

行政の相談所とかですね。

○B（1）

調停にまでなった人を見てどうするのかなど思いました。それでうまくいく人は極めてレアケースだと思います。

◎委員長

前のDVDは、面会交流のコツ的な部分も一つのポイントでしたので、これはこれで今回のDVDでは代替されないわけです。今から面会交流を、例えば、離婚紛争で1年間面会交流が途絶えてしまっていたと、だけどやっぱり別れて暮らしている親とこれからは会わせるべきだと、そういう話合いをしているときに見せて使うといったようなことが考えられているようなものだろうかと思います。

前半部分は、先ほどから御意見が出ていますとおり、非常に罪悪感をかき立てる可能性のある内容、離婚すること自体が悪いことであるかのような誤解をされかねない部分があります。そこは、そういう趣旨ではなくて、子供を離婚の紛争に巻き込まないようにしてほしいというメッセージ、そういう趣旨でマイルドに作り変えられています。

○B（1）

そうすると、子供を巻き込まなければどんどん別れていいんですよと、こういうメッセージですか。それならいいと思います。

◎委員長

夫婦の問題は、別れた方がいい夫婦とそうでない夫婦とがあるでしょうから、別

問題です。

○E（2）

私は、何度も前のDVDを当事者に見てもらっているんですけども、そのようにはとっていなかったもので、ちょっと驚きました。

◎委員長

そのようにというのは罪悪感をかき立てるということですか。

○E（2）

罪悪感がある暗いDVDだからよくないってとられることもあるから、もっと今のようなさらっとした冷静な親に描いた方がいいと思われたとは正直びっくりしました。前のは暗いですが、それを見た私の依頼者は女性がほとんどですけども、それを見て嫌だったという人はいなかったです。

○B（1）

やっぱり、どういう権利があってどういうことができるかということがはっきりしていることが、女性にとっては大切なんですよ。

○E（2）

私は、依頼者に対して、子供に隠さないことがとても大切だといつも言っていて、その部分をこのDVDでどう解釈するかというところが難しいと思うんです。争いを見せないというのは隠すということにつながるもので、それが一番怖い感じがするんです。お父さんとお母さんは争っているよね、そうよって。だけど考えていくねというふうになってなくて、ぱっと取り繕うような感じの行動をされている。私としては、どうしてこんなふうに作られたのかなと思うのが正直なところなんです

よ。

○B（1）

口喧嘩しているところを子供たちに見られて、すぐに子供たちを呼んで、おまえたちのせいじゃないんだよと、こんなことが言えたら離婚するわけないでしょう。作り方の根本が間違っていると僕は思います。

○E（2）

残念です。

○D（1）

親が離婚することになったとしても、子供たちにとっては別れて一緒に住まなくなった父も子供が発達していくためにはとても貴重な役割を果たすし、一緒にいらなくなった母も子供が本当に小さいときから成人して就職し結婚していくまで母としての役割はずっとあるんだっていうふうな、そういうことをこれから別れて別々に住むことにならざるを得ないと思っている親たちが自覚し直すっていうふうな、そういう意味の教育が含まれることが必要なのかなと思います。

別れてしまっても貴重な役割を自分は果たしているんだと、妻の元にやった息子に対して、離れているけれども自分の存在というのはやっぱりとても意味があって、息子にとっては別れてどこかにいるお父さんというのがとても大事な存在だというふうに思っているとか、成長していくときに父の姿を糧にしたり、踏み台にしたり、反面教師にしたりしながら貴重な存在としてあるんだという。

○B（1）

D（1）委員がおっしゃっているのは基本的にはそのとおりなんですけど、別れた夫や妻が本当に邪魔になって、会ったらもっとひどくなる子供というのも現にい

るんですよ。個別の状況をきちんと見るということが大切なんですよ。

◎委員長

このDVDを見ていただいた感想をまずはお聞きしたいなと思っておりまして、もうかなりの方から御意見が出ていますけど、ほかの委員の方からいかがでしょうか。

○F（1）

私も今意見が出ていた委員の方々と似たような意見なんですけれども、初回に見る映像としては、届く御家庭は多分一部に限定されるのかなというのがまず感想です。DVDは大きく分けて二つに分けられると思うんですけど、前半部分が子供がどう思うかで、後半部分が子供とどう接していればよかったのか、どうすべきだったのかという部分に分かれると思いますが、前半部分の子供がどう思うかっていうのは初回であっても僕は見ても損じゃない、前半部分は僕は見る価値があると思って見ていました。もちろんあんな円満な家庭があるのかなという疑問が頭をよぎってはいましたけれども、ただ子供が影響を受けるんだというメッセージは十分伝わるDVDなのかなというふうには思います。

後半部分なんですけど、初回に見るにはしっくりこなくて、調停の初日なので、夫側も妻側もそれこそ腕まくりして絶対別れてやるぞっていうぐらいの気持ちで臨む日なわけじゃないですか。そういうときに子供への接し方はこうあるべきだったよねというのを見ても素直に自分の接し方が悪かったとは受け止められなくて、むしろ喧嘩したあいつのあの接し方が悪かったんだろと、むしろ火に油を注ぎそうな、逆上させるような、初回に見るには余りにも武器を与え過ぎてしまっている映像になっている気がするので、むしろあの後半部分は調停が進んで合意に進んでいくような時期に見たらある程度心に余裕ができて、ああ、そうか、自分にもこんな悪いところあったよな、もうちょっと子供にこう接するべきだったなって思えるような

時期に見るには効果的なDVDなのかなというふうに思いました。

○G (3)

職務上、余り離婚というのは扱ったことがないので、とんちんかんな話になってしまうかもしれませんが、子供の福祉、子供の視点に立って考えてもらいたいというメッセージは、DVD上、すごく伝わってきたかなとは思いますが。離婚する当事者間はヒートアップしているので、そこをまず両当事者に伝えるということで、このDVDは十分見る価値はあるだろうというふうに思っています。見るタイミングで、初回の待ち時間よりも前に、最高裁判所のホームページがあるから見てねという御案内も考えていますというお話が最初にありましたけれども、それできちんと見る当事者がどれだけいるのかということもありますし、ヒートアップしている両当事者が子供の福祉をまず考えてねというDVDを家で見て、きちんと30分見て理解するかというと、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに思うので、家で見てきてねというのは難しいのかなと感じました。

○H (1)

私は児童相談所にいたんですけど、今日のDVD、児童相談所にいたときに親に見せたらいいかなと思いました。離婚がどうのこうの、お父ちゃんがどうのこうのじゃなくて、DVの家庭でもいいんですけど、子供はこんな感じ、こういう成長の発達段階があるんだよということを思ったりしましたので、前のがいつ頃作られたのか分かりませんが、10年ぐらい前ですかね、離婚調停中に児童相談所に虐待通告してくるんです、子供がとりたくて。それに児童相談所は巻き込まれてちょっと大変だった、今もあるのかどうか分かりませんが、その前に児童相談所に両親を呼んで見せたらいいかなと思いました。

○I (1)

今言われていたように、離婚調停の中で児童相談所に虐待通告を寄せてくるのは今でもあります。先ほどのDVDを見ていると、やはり皆さん意見があったように、事前に見ておけば、行政で最初に流せばいいDVDかなと思います。個人的に言うと、あれを本当に圧縮してエッセンスだけを抜き出して、テレビコマーシャルか何かで流すとか、ああいう形もいい内容なのかなと思います。

だから、そこがエッセンスなのかなと思ひまして、子供を巻き込む、今DVを面前で見る、夫婦間のDV、それを子供の面前でやると心理的虐待ということで児童相談所に通告も来ます。そこまでじゃないにしても、やはり子供の目の前でああいう争い事をするというのは子供にかなりの心理的影響を与えるというのは、言わなくとも十分皆さん分かっているような内容で、ヒートアップしていると子供の目の前だけどやってしまうというようなのがあると思いますので、このDVDを見て改めて協議する、反省を促すというのがありましたけど、本当にそういう内容なのかなと思って見させていただきました。改めてここでもう一度考えてくださいというような使い方になるのかなと思ひました。

◎委員長

裁判所に来ている状態では、当然かなり心理的にヒートアップはしているわけですが、そういう状態でもこれを見てちょっと考える、子供の視点を持ってほしいということですか。

○I (1)

子供のことをもう一度考え直してくださいということで見ただけであればありがたいかなとは思ひます。

○J (1)

とても穏やかなDVDなんですけど、まずは長いなということです。柔らかい表

現ではあるけれども、当事者にとって、これでもかこれでもかと突き刺さるような長いDVDだなという感想をまず一番に持ちました。

私が、DV被害者であったり、虐待の子供さんをお持ちの方、子供のために離婚しないぞと頑張っている人たちといつも接しているので、そういう人たちにとっては、かなりきつくだろうなという感想を持ちました。DV被害者の方たちには見せないということでしたが、それ以外の人であっても家で見てねとか、それぞれ個別に見てねではなくて、その人の状況を見ながら、誰かが立ち会って見ていただくという状況があればもっと効果的に使えるし、当事者の方にも穏やかに見ていただけるのかなと思いました。

◎委員長

現にこのDVDを使いながら調停を担当しているC（4）委員から、皆さんの御意見を聞かれて、御感想などありますか。

○C（4）

全国的な会合などでは、やはり前のバージョンのDVDについては、非常に暗く、離婚をしないよというメッセージだというふうを受け取られるという意見が寄せられているという話を聞いています。今、J（1）委員もおっしゃられたように、やはりDV等の事情があっても離婚しないところまで頑張ってきたという気持ちがお有りの方には、前のものは刺激が強い可能性があると思っています。確かに新しいDVDは同居前提ですので、今の私の状況とは違うという感想にはなるかとは思いますが、これまでの自分たちが行ってきたことの振り返りですとか、調停まで来て更に争いがヒートアップするということももちろんありますので、その中に子供を巻き込まないという視点という意味では応用していただけるのかなというふうに思っています。

また、面会交流などで顔を合わせたときに、そこでまた子供の目の前で喧嘩した

りする方もいらっしゃるので、基本的な視点ということで、これは飽くまでも始まりのときに見ていただくDVDで、一般的な知識付与と言いますか、知識を持っていただくということでお見せしています。面会交流ですとか、より深い話に進んでいった場合には、また面会交流に特化したDVDの視聴と家庭裁判所調査官の説明というふうに使い分けていけばいいのかなというふうに思っています。

◎委員長

初回のほうがヒートアップしているのか、それとも何回か調停を重ねたほうがヒートアップしているのか、実感としてはどうですか。

○C (4)

確かに他庁では2回目の調停のときに見せるというところもあります。1回目は私の言いたいことを聞いてくださいという当事者の方がむしろ多いのではないかと、1回目にこの知識を知ってくださいと言われても気持ちの中に入らないのではないかとというような考えのところもありまして、1回目ではなくて2回目というところもありますので、そこは御意見を頂ければなと思います。1回目ヒートアップしていて何も頭に入りませんでしたというのは、私は、感想を見ている限りではそういうふうには思いませんでしたが、実際に離婚するつもりで来た当事者の方からすると、どう思われるかというところを教えていただければと思います。

○B (1)

1回目は皆ヒートアップしているんですか、そんなことはないと思うんです。本当にどうしようもなく、やっとな離婚した方がいいなというふうに女性の側が気付いて相談に来たというようなケースが、結構あるんじゃないかなと思うんですよ。その場合、女性の方はちょっと下を向いたような感じになっていて、そこへ最初にこのDVDを見ると、あなたが悪いんだというようなメッセージになってしまわな

いかということがとても気になったんですけどね。

◎委員長

それは現実問題として子供さんを養育しているのは女性の側の方が多くて、悩みに悩んだ末離婚せざるを得ないと、これが一番の選択肢だと決断して来られる、そういう女性に対して非常に追い打ちをかけるようなことになる、現実としてはそうなるんじゃないかと、こういうことですか。これは逆に男性の方が養育している場合だったらちょっと違うんでしょうか。

○B（1）

それはまた全然違います。状況を見てから適切なときに適切な部分を見せるという努力を裁判所にしてほしいと思います。

◎委員長

どれぐらいのタイミングが望まれるかということについての御意見はありますか。

○B（1）

全部見せる、あるいはDVDを切って編集したらいいじゃないですか。

◎委員長

一部分だけ見せるのが適した場合もあるということですね。

○B（1）

来たときはみんなヒートアップしている、話をしていたらヒートアップする人が多いのは事実ですが、最初からヒートアップはしてないような気がするんですけど。

○C (4)

申立人は覚悟して申し立てていますので、理解しているとは思いますが、相手方は離婚するつもりでないという人もいますので、そこは納得いかない方もいらっしゃると思います。

○A (2)

今は、見せるときは両方に見せているんですか。

○C (4)

そうです、両方に見せます。

◎委員長

片方にだけ見せるという運用は、今はしていませんね。

○C (4)

していません。

◎委員長

見せるときは、ばらばらの部屋で両方に見せると、そういうことでございます。原則、大部分の事件について初回に見せるという運用については反対の御意見が今出ているところですが、どうでしょうか。初回かどうかということだけではなくて、いろんなタイミングの問題があるかと思いますが。

○A (2)

見てこいというのは無理があると思います。やっぱり裁判所で見るといいと思いますし、今回の方がいいか前の方がいいかは置いて、見せるなら私はやっぱり初回

かなと思います。やっぱり子供がいるケースが前提でしょうから、子供がいるんだということを感じてもらおうという意味でも、少々ずれはあっても私は見た方がいいと思います。

○B（1）

ただ、離婚しようかというふうに悩み始めるときに子供はどうなるのか、子供はどう思っておるだろうかということがものすごく頭にあるんです。自分のこと以上に子供のことが頭にあるから、余りそこは強調しなくても僕はいんじゃないかと思うんですけど。

◎委員長

A（2）委員から初回に見せる、子供の存在に目を向けさせるためには意味があると、こういう御意見ですがどうですか。

○E（2）

子供の存在に目を向けるのは、私はB（1）委員と同じ考えで、そんなことは、私の女性の依頼者はそれしか考えてないです。だけれども、年代別に、小さい子はこう、真ん中の子はこうということは分かっていないので、その意味で、そこを見てほしいということで初回に見せるのはいいなと思います。F（1）委員も言われたとおり、子供はこうなんだっていうことを、やっぱり中学生と2歳ぐらいと小学生とはそれぞれ違うということが割と分かりにくくて、当事者は、子供はこんなはずだと、自分の子はこうだと思い込んでおられる方が結構おられるので、その子はそうなんだけど、一般的にこの年代の子はこうですよと見ていただくにはいいと思うんです。子供の存在を考えてない人なんかいないというのはきっと分かってはおられるとは思いますが。

○A (2)

おそらくですね，E (2) 委員が女性の代理人をすることが多いからそう思われるのではないかと思います。私は，男性の代理人とか相談が多く，もうちょっと考えてというケースがやはりあるので，そういう視点，何で両方見せるのかと聞いたんですけど，見たほうがいいんじゃないのかというのが結構いると思うんですよね。

○E (2)

会わないほうがいいのか言う人も男性の中にはいますからね。

○A (2)

それも実はいますね。

○E (2)

オール・オア・ナッシングの男性が結構おられます。

○A (2)

本当に子供のことを全く考えていない男性というのは相当いると思います。

○B (1)

そのときは絶対に見せないといけませんね。

○A (2)

だから，その運用がいいのかどうかというのは，ちょっと難しいと思うんですね。

◎委員長

片方だけに見せる運用がいいという趣旨でおっしゃったわけではないんですね。

○A (2)

はい。そういう趣旨ではないんです。そこは難しいと思います。

◎委員長

この話題についてどうでしょうか。

○F (1)

子供がどう思うかということについて、前半部分だけ見せるという運用はできるのですか。DVDを途中で切るようなことはできますか。

◎委員長

これを編集するのはなかなか難しいと思います。

○E (2)

幾つか選択肢がありましたよね。

◎委員長

はい。基礎知識編と年代別編を分けることは可能で、基礎知識編だけお見せするとか、年代別編だけお見せするとか、これはできるんですけども、その中を更にチャプターごとに切るみたいなことは技術的にできないと思います。

□オブザーバー

基礎知識編の部分は、ある程度チャプターで切ることはできるんですけど、再生するときに連続して選択することができないので、それこそ1分、2分ごとに再生をしなければならなくなります。

◎委員長

誰かが立ち会って、その都度チャプター送りすれば不可能ではないという、そういうことですね。

□オブザーバー

不可能ではないですけども、大変な部分があります。

○F（1）

僕は、1か所チャプターを入れれば済むかなと見ながら思っていました。あのときこうしとけば本当はあなたはよかったんですよ、編が始まったところは初回に見るのは酷だなということで、そこにチャプターを1個入れておけば、そこで終わればいいんじゃないかなって見ながら思いました。初回に見て、あのときこうしておけばよかったと言われても、素直にそうは受け止められないんじゃないかなっていう気がします。

◎委員長

子供さんを監護なさっている方の親御さんにとってみたら、あのときこうすればよかったという趣旨だけではなくて、今現に子供さんとずっと接しているわけですから、今、正に接しているときにどういう心掛けで接するようにしてほしいかというメッセージは入っているわけですけども、別れている方の親御さんにそれを言っても確かにそうですね、あのときこうしておけばよかったということにしかないと思います。どうでしょうか、ほかの方の御意見はございませんか。

○D（1）

離婚しようとしているときというのは、親たちというのは自分の被害感に必死に

なっていて、自分も加害者であるなんてことを考えることはなかなかできなくて、相手の加害者性ばかりに意識が集中して、子供を被害者にしないためにあの人と別れなくてはいけないというふうに思ったりしていると思うんですね。

そういう場合というのは、子供がどんなふうに傷つくかなんていうようなことをリアルに考えることはできなくて、とにかく相手の被害から守るためにというか、自分を守るために離婚することによって子供は守れるんだみたいに思っていて、離婚を巡る自分と夫とのやり取りが子供をどのように傷つけているかというふうな、そういうリアルな子供の被害というのは多分分かりにくいんだろうなと思いますね。何しろ離婚を勝ち取ることが子供の幸せになるんだみたいな感じで、そのためにどれぐらい激しい喧嘩をしても結局は子供のためになるんだみたいな、そんなことを申立人の方は思ったりしていると思いますね。だから、このDVDが本当にそういう激しく怒っている親の感情とはかなり違った映像ですから、うちとは全然違うなみたいな印象を持ってしまうかもしれないかなという思いもします。

◎委員長

先ほどもおっしゃっていたわけですがけれども、初回に見せるのがいい夫婦ばかりではないだろうと。ただ、初回に見せて、もう一回別のタイミングで見せるというのもありじゃないかと、こういうことをございましたか。

○D（1）

そうですね。

◎委員長

主に見せるタイミング、事前に見てきてくださいというのも選択肢の一つとして、見せるタイミングについての御意見を伺っているところなんですけれども、いかがでしょうか、ほかの委員の方からございませんでしょうか。

○G (3)

先ほども言ったんですが、事前には難しいかなと思います。このDVDの趣旨としては、子の福祉をきちんと子の立場に立って考えると、離婚するしないにかかわらず、離婚するだろうけれども子の福祉に立ってねというメッセージだと思うんです。このメッセージを早い段階で伝えておくというのは、私はいいことだと思っ
ていまして、全部が全部、初期の段階で理解できないにしても、何かしら引っかかりはあると思うんです。これを見てみて、昔の自分と重なるところがちょっとあるとか、ちょっとでも取っかかりができれば、このDVDを早期に、最初の段階で見せる目的というのは達成されると思うんです。なので、最初に、第1回目の期日の待ち時間に見せるというのはいいんじゃないかなと私は思います。ただ、もうちょっと調停が進んだ段階で再度見せたほうが効果があるというのは、おっしゃるとおりだとは思っています。

○J (1)

第1回の調停で見せるときには、その場にはその方しかいらっしゃらないのですか。

◎委員長

今の運用はどうですか。

□オブザーバー

今の運用は、家庭裁判所調査官がついている形です。それで、実際の見せ方も、先ほどちょっと出ていたかと思うんですが、再生の関係で、先程見ていただいたパターンでしか連続再生ができないので、基本、説明を含めてということで、そういう順番でしかできないんですけど、実際、私が先日行ったのは、先に年代別の子供

の部分を見せて、その後、基本の部分を見せました。その辺は、我々の方も試行している段階なので、家庭裁判所調査官によっていろいろだろうと思いますが、少なくとも岡山家庭裁判所本庁においては、家庭裁判所調査官がいない状態で見せっ放しで説明もしないといったようなことはしておりません。

◎委員長

もっともマンパワーの問題で、家庭裁判所調査官がいない状態で見せた方がたくさんの人に見てもらえるという、そういう考え方もあるかもしれないと言えるのでしょうか。

□オブザーバー

大きな庁では講習形式として、大きな部屋で何人も、申立人なら申立人だけ、あるいは同性だけを集めて、このDVDを見ていただくという扱いをしているところがあります。なお、このDVDのコンセプトとして最高裁判所は、家庭裁判所調査官等が間に入って解説しなくてもいいような内容で作ったということです。

◎委員長

一応コンセプトとしては、マンパワーの問題で人が足りないから全員には見せられないと、そういう状態にならないようにという趣旨ではあるんですね。ただ、岡山家庭裁判所本庁では家庭裁判所調査官が必ずついているという、そういう前提で、そのやり方の是非も含めて御意見があれば言っていただければと思います。

○J (1)

私の日頃関わっている方が離婚調停でこのDVDを1人で見るのはしんどいかなというふうに感じていて、どなたかいていただいて、適切な部分を見ていただくのがいいかなと思います。長いDVDですので、恐らく見ている間にも状況も変わっ

てくると思うんです。だから、その中で少し気遣いができる状況があればありがたいかなという感想です。

○I（1）

このDVDの趣旨が子供の立場ですかね、子供にとって望ましい話し合いとなるためにという、子供を主とした視点にというところが主題のDVDなので、そういった意識付けの面で子供を主体に考えてくださいというのは早めに伝えておいた方が私もいいんだろうなと思います。早い段階で子供にとって適切な対応を皆さんとってくださいというような形が本当に望ましいので、後々になるよりは早めにそこで1本釘を刺しとくというのが私はいいいんじゃないかと思います。

○H（1）

先ほども言われていましたけど、両方に見ていただきたいと思います。離婚しても子供にとって父親、母親はずっと変わらないわけで、だからあなたの子供は今この時期にこのような心の状況なんですよという、そういうことを知っていただく意味で、部分部分を見せてあげれば、全編をずっと見せる必要は余りないのかなと思います。

◎委員長

こういった御意見を踏まえて、実際に調停の中で使っているC（4）委員から何か追加してお聞きになりたいとか、あるいは皆さんの御意見に対する御感想とかありますか。

○C（4）

長いというのと、年代別はいいのではないかというお話がありましたが、基本編のところでも若干年代についての言及は入っていて、例えば、長さという意味では

基本編だけにすることで短縮できるのかなと思いますが、そういう方法についてどうかというところと、1人でDVDを見るのはしんどいというお話があったかと思いますが、狭い空間で、これを見といてくださいと独りぼっちにされることに苦痛を感じるということだと思いますが、もうちょっと教えていただければ助かります。

◎委員長

先に、後のほうからお伺いしましょうか。J（1）委員、先ほどおっしゃった趣旨についてもう少し御説明をお願いします。

○J（1）

第1回の調停で、どんなことが起こるかも分からない中でDVDを見るということで、不安感というのが増してくるのかなと思って、そのときに1人でそれに耐えるのがしんどいのかなということで、どなたかいらっしゃるのでしょうかという話です。

○A（2）

代理人がいる場合は代理人と当事者だけでもいいかもしれません。

◎委員長

代理人とセットだったらそれでいいと。

○A（2）

それでもいいかもしれませんが、1人というのはやっぱりやめたほうがいいかなと思いますね。解説とか、あと真面目に見ているかどうかとか、少しぴりっとしてもらうために誰かが立ち会った方がいいかなと思います。

◎委員長

それは主に同居していない別の親をイメージされているんですね。

○A（2）

そうですね。現に私の依頼者も、私といるときと家庭裁判所調査官の方が入ったときとで態度が違いましたね。やっぱりきちんと見ていましたね。3人になったときはきちんとしっかり全編見ていました。

◎委員長

基礎編だけ見せる方法についての是非はどうお感じでしょうか。

○E（2）

子供への接し方と話し合う内容とを分けることは無理だと思います。争いを見せないというあの文字自体、隠せと言っているようですので、私はいけないと思います。

○B（1）

あれは消してもらわないといけませんね。

○E（2）

という気がしています。自分の心の状態を知るというメッセージはよかったですけどね。

○F（1）

私も同意見で、チャプターを入れるとしたらそこなんです。基本編の、自分自身の心の状態を知るというところで終わればいいんです。あそこにチャプターを入れ

ればオーケーです。

◎委員長

基礎編だけ見せるという選択肢は、それは選択肢としていいんだけども、基礎編全部見せるのではなくて、基礎編の前半だけでいいんじゃないかと、こういう御趣旨ですか。

○B（1）

編集は自由にできるでしょう。

○F（1）

素材にもよりけりだと思います。どういう素材になっているか。でも、DVDで直接送られてきているのではないかと思いますので、送られてきているのがDVDだとすれば編集は無理だと思います。

◎委員長

見せるタイミングについて、更に御意見いただければと思います。

○B（1）

一言申し上げたいのは、子供の福祉、子供をどう傷つけないかという観点はとても大切なのですが、その前に一番大切なのは親が元気で前向きでいることです。これがなかったら子供はだんだんだめになるんですよ。ここに焦点を当ててほしいと思います。

○E（2）

私も全く同じで、前のDVDも子供のためには離婚しちゃいけないよというメッ

セージになっていたかもしれないというのはそうなんだと思いましたし、今回も、子供の視点ということもそうですけど、当事者が元気でないとできないということは、当事者の今後の生活の見通し、これもなかなか無理だとは思いますが、お金のない人はどうやってお金を得るのか、お金がある人はいやだけどどう払うのかという部分がこれからの課題だと思っていて、家庭裁判所調査官はこれを見てもらうときには、そういう話もしていただくのがいいのかなと思いました。

◎委員長

つまり、編集は無理だとしても、見せるときに家庭裁判所調査官から適切な補足をして、そういう思いに対する配慮を行うことが必要だということですね。

○E (2)

これもちょっと話がずれていきますけれども、面会交流がいいか悪いかということが子供のためにいいか悪いかということを使うときに、連れている女性の代理人としていつも言うのは、母親が安心して生活できてないときに面会交流なんかできませんよねということです。それと似たような感じのことがこれを見せるには必要かなというふうに思います。

◎委員長

それに関連して、もし御意見があればと思います。今のところ、DV事案には見せない運用をしているということ、これは正に今おっしゃったようなことにも関連した運用かと思います。いや、そうじゃない、DV事案を除外するというのはすべきでないという御意見があればお伺いできたらなと思います。その方向での御意見はないですか。事案によればといったようなことでも結構ですけれども。

○B (1)

D Vの事案に見せるためにはもう少し掘り下げたものが必要だと思いますね。

◎委員長

この話題についてはもういいですか。

○C (4)

子供さんの目の前で争わないというのと、紛争になっているというのを隠すというのをそんなにきれいに分けられるかという問題はありますが、ただ、子供の目の前で言い争いをしないということは少なくとも守りましょうというところは、隠す隠さないは別として、切り取ってメッセージとして送っていいのかなというふうには思っています。

やはり、子供は親が争うことで絶対的に心理的なダメージを受けるものだと思いますので、それを面前でされるということが実は子供に対する共同の加害行為のようなものになっているんだということに気付いていただくというメッセージ性は必要かと思います。その後、お子さんの気持ちが安定するようにしましょうとか、お子さんの気持ちを酌み取りましょうという説明の中で、争いはあるとして、それを親の言葉からきちんと伝えるというのは説明として入っていると思っています。確かにお子さんの方から意見を聴くときに、親から何も教えてもらえないのが非常に苦痛だという意見がある程度大きくなったお子さんからはかなり聞くことがありますので、それは隠しましょうというメッセージではないとは思っています。

○B (1)

僕は、年代によっては面前で喧嘩すればいいと思いますよ。今まで黙ってじっと、言われてもじっとしていたお母さんが突然ちゃんと言い出したと、これはすごいメッセージなんです、子供にとって。元気が出ることなんです。それは見せて、そう言っているんじゃないかと思いますね。

◎委員長

ちょっと話題を変えさせていただきますが、御意見があれば伺いたいのですが、このDVDの使い方の一つの案として、裁判所の待合スペースで常時流しておくという考え方もあるんですね。これは、申立人用の待合室で流すとなると、これはまさしく当事者に見せていると、こういう格好になりますので、そういう意味ではなくて、誰でも立ち入ることができる、離婚の調停に限らずいろんな人が出入りする待合スペース、そこで家庭裁判所の事件とは関係のない外からお見えになった方も含めて誰でも自由に見られると、そういう状態にしておくという案があるんです。これについてはいかがですか。

○B（1）

1階のホールみたいな所ですか。

◎委員長

例えばそういうことです。具体的に言えば、家庭裁判所スペースのホールみたいな所があるんですけども、そういった所で常時流しておくという案があるんですけども、そういう使い方についてはどう思われますか。

○F（1）

そこはちょっと立ち止まるスペースなんですか。

◎委員長

はい。ソファがあって、そこに座って待っていてもいいと。

○E（2）

今、面会交流に特化しているのが流れていますね。

◎委員長

そうですね。

○E（2）

あれはあれでいいなと思っているんですけど。

◎委員長

あれをこれに取り替えるという、そういうイメージの話です。

○E（2）

私は取り替えないでいいと思います。両方流せばいいと思います。

◎委員長

これをそこで流すというのはいいんじゃないかと。

○E（2）

私は、本当に争いを見せないというのが、何度も言いますが、争いたくなんてないんです。争うことを我慢していたのに、でも出ている部分をどうするのかという答えがそこにはないので、あれだけではやっぱり争っちゃいけませんと言っているだけにしか見えないとは思いますが。ただ、いろんなものが流れているものの一つにすることについて絶対反対とは言いません。

◎委員長

オープンスペースで一般的な知識として流すということについては、それはそれ

でいいんじゃないかという御意見は大方の方は同意ということでしょうか。

それで、この視聴に当たって裁判所の方が気をつけるべきことはないかということ、これは既にいろんな御意見が出ているところだとは思いますがけれども、更にこういうことも気をつけるべきじゃないかという御意見がございませんか。

○D（1）

さっきから隠す、隠さないっていうお話が出ていましたが、さっき、C（4）委員が指摘された部分、私もとても大切に感じていて、発達段階もありますけれども、事態を隠すということと、それから子供の目前で激しくやり合わないということの違い、そこは誤解しやすいところだと思いますので、その違いを分かるような説明が入ってもいいかなと思います。発達段階なども配慮しながらというふうな、クロスした、ベクトルを入れた説明もいいかなと思います。

○E（2）

それはそうだと思います。C（4）委員が言われたことも分からないことはないんです。結局、子供の前で自分の立場を強くしようとして、わざとわあわあ言っているとされるケースがないではないとは思いますが。それは今、D（1）委員が言われたとおりかなとは思いますが。

◎委員長

ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

以上で、意見交換は終了とさせていただきます。